

札幌市都心地域帰宅困難者等対策協議会規約

(名称)

第1条 この会は、札幌市都心地域帰宅困難者等対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、災害等が発生した場合における公共交通機関の運行停止等により、札幌駅及び大通駅周辺地域（以下「都心地域」という。）において、帰宅が困難となる者、屋外に滞留を余儀なくされる者、又はやむを得ず都心地域から徒歩により帰宅する者（以下「帰宅困難者等」という。）に対して必要となる対策を推進することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 協議会の構成員間の災害時連絡体制に関する事
- (2) 帰宅困難者等への情報提供に関する事
- (3) 一斉帰宅の抑制に関する事
- (4) 意識啓発活動に関する事
- (5) 一時滞在施設に関する事
- (6) 退避経路及び一時退避場所に関する事
- (7) 帰宅困難者等の誘導に関する事
- (8) 帰宅困難者等対策訓練の実施に関する事
- (9) 各種マニュアルの策定支援に関する事
- (10) 帰宅への支援に関する事
- (11) その他協議会が必要と認める事項

(構成)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる団体のうち、協議会に参加を表明した団体をもって構成する。

- (1) 一時滞在施設、一時退避場所、退避経路、備蓄倉庫の管理者等
- (2) 都心地域のエリアマネジメント組織
- (3) 都心地域に所在する集客施設事業者
- (4) 都心地域に所在又は関係する民間事業者及び学校（大学・高校・専門学校等）
- (5) 公共交通機関
- (6) 北海道警察
- (7) 札幌市消防局
- (8) 札幌市（危機管理対策部・都心まちづくり推進室）
- (9) 前各号に掲げる団体のほか、協議会の目的に資する団体

2 構成団体は、協議会の会議へ構成員を出席させるものとする。

3 協議会には議長1名を置き、札幌市危機管理対策部の構成員が務める。

(1) 議長は、会務を総理する。

(2) 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、議長が招集する。

2 会議は、構成団体の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として会議に出席させることができる。この場合において、代理人が出席したときは、当該構成員は会議に出席したものとみなす。

4 議事は、出席構成団体の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 議長は、必要に応じ構成員以外の者をオブザーバーとして会議に参加させることができる。

(部会)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するとともに、会議での議事等を補佐し、必要な協議及び調整等を行うため協議会に部会を置くことができる。

2 部会構成団体は、会議で定める。

3 部会構成員は、部会構成団体の協議会構成員をもって充てる。ただし、当該団体が選任する者を、これに代える若しくは加えることを妨げない。

4 部会に座長を置き、座長の選任は部会構成員の互選による。

5 部会は、座長が招集する。

6 部会は、部会構成団体の過半数が出席しなければ、開くことができない。

7 部会構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として部会に出席させることができる。

この場合において、代理人が部会に出席したときは、当該構成員は、部会に出席したものとみなす。

8 議事は、出席構成団体の過半数で決し、可否同数の場合は、座長の決するところによる。

9 座長は、必要があると認めるときは、部会構成員以外の者に意見等を求めることができる。

10 その他の部会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(事務局)

第7条 協議会及び部会の庶務は、札幌市において処理する。

(雑則)

第8条 この規約の改正は、議長が会議に諮って行う。

2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成26年10月14日から施行する。